

「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方に係るたたき台
(序文を除く)」(11月25日)への意見

2014年12月11日
東レ(株)常務取締役 内田章

前回(11月25日)の有識者会議で配布された「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方に係るたたき台(序文を除く)」について、当日指摘した点に加え、下記の点につき、さらなるご検討をいただきたい。

1. 基本原則4について

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく

【意見】「受託者」という文言は、信託法で用いられており、信託法下での受託者責任についてはすでに評価が積み重なっているため、プリンシプルベースとはいえ、コードの文言の解釈もそれに引きずられるおそれがある。従って、ミスリードが生じないように、コードで用いている「受託者責任」が、「株主から経営を付託された者としての責任」を意味していることを明確化しておくべきである。

2. 補充原則4-1①について

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、これを開示すべきである。

【意見】原案の文言については、各社における取締役会付議・報告基準そのものの開示を求めているかのように誤解を受けるおそれがあるため、修正すべきである。

3. 補充原則4-1③について

取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者計画を承認し、適切に監督を行うべきである。

【意見】「後継者計画を承認し」という文言であると、「後継者計画」という具体的な計画書を作成し、取締役会の承認を得る必要があるという誤解を生じさせるおそれがある。従って、例えば「後継者に関する基本的考え方を共有し」等に修正すべきである。

4. 補充原則 4-4①、補充原則 4-8②について

(4-4①) また、監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

(4-8②) 独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

【意見】個々の監査役との連携であれば、機動的な対応が可能だが、監査役会との連携が求められると、スケジュール調整等、機動的な運営が困難になる懸念がある。監査役会と十分な連絡がとれる監査役が社外取締役と連携することにより目的は達成できるため、「監査役又は監査役会は」と修正すべきである。

5. 原則 4-5 について

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれが株主に対する受託者責任を負っていることを認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社及び株主共同の利益のために行動すべきである。

【意見】「経営陣」には「いわゆる執行役員も含む」（基本原則 4 (3)）とされているが、執行役員は株主に対して直接の責任を負う立場ではないため、修正すべきである。

6. 原則 4-7 について

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

(ii) 経営陣幹部の評価・選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと

【意見】経営陣幹部の評価は、選解任等を通じて行うことが可能であり、「評価」の文言は不要ではないか。

7. 補充原則 4-11③について

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

【意見】取締役会の実効性についての分析・評価の方法は、様々なものが考えられるので、「各取締役の自己評価なども参考としつつ」は例示にすべきである。

8. 原則 4-14 について

このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

【意見】取締役会の実効性確保の観点からは、取締役会が関わるべき事項は一定の重要案件に限定すべきである。従って、「確認」という文言について、「付議」に至らないものが想定されているとしても、「トレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援」のような事項についてまで取締役会が「確認」すべきではなく、「取締役会は、」以降は不要ではないか。

また仮に、「確認」が必要とする場合には、取締役会の関わりを低減させるため、「個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべき」を「取締役・監査役の方針を策定すべき」等に修正すべきである。

以上